

居宅介護支援事業所デイサービスセンターさくら利用契約書

様（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人足立邦栄会（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行うデイサービスセンターさくらの居宅介護支援について、次のとおり契約します。

○ 第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

○ 第2条(契約期間)

この契約の契約期間は _____ からとし、第12条の契約の終了事由がない限り、契約は自動更新されるものとします。

○ 第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

○ 第4条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

○ 第5条(経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

○ 第6条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者にも介護保険施設の紹介その他の支援をします。

○ 第7条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

○ 第8条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

○ 第9条(要介護認定等の申請に係わる援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

○ 第10条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

○ 第11条(料金)

- 1 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【契約書別紙】のとおりです。
- 2 事業者は、利用者に対して、介護保険給付体系の変更又はサービス体系に変更があった場合、サービス利用料金の変更をすることができます。
- 3 利用者が、料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく、【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わすこととします。
- 4 利用者が、料金の変更を承諾しない場合には、この契約を解約することができます。

○ 第12条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援1・要支援2と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

○ 第13条(秘密保持)

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者もしくは利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族等の個人情報を用いませぬ。

○ 第14条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

○ 第15条(身分証携行義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

○ 第16条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

○ 第17条(善管注意義務)

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

○ 第18条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

○ 第19条(裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契 約 締 結 日 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 足立邦栄会
居宅介護支援事業所 デイサービスセンターさくら
(事業所番号 1372101889)
<住 所> 東京都足立区皿沼2丁目8番8号
<代表者名> 理事長 新井 五輪子 印

利用者

<住所>
<氏名> 印

(代理人)

<住所>
<氏名> 印

(続柄:)

【契約書別紙】

○ 担当介護支援専門員

	氏名
	氏名
	氏名

連絡先

03-5691-7055

○ 料 金 地域区分別 1単位単価 1級地 11.40円

- ・ 居宅介護支援利用料は、介護サービスの提供開始以降1カ月あたり
要介護1.2=12,380円 要介護3.4.5=16,085円です。
ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し、介護保険給付が
支払われる場合、利用者の負担はございません。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなく
なる場合があります。その場合は、一旦1ヶ月につき要介護度に応じた金額を
いただき、当事業所から「サービス提供証明書」を発行いたします。
後日、サービス提供証明書での差額の払い戻しの諸手続きをお願いします。

○ 居宅介護支援費

居宅介護支援費 I	i (取扱件数45件未満)	要介護1・2	月12,380円
		要介護3・4・5	月16,085円
	ii (取扱件数45件以上 60件未満)	要介護1・2	月6,201円
		要介護3・4・5	月8,025円
	iii (取扱件数60件以上)	要介護1・2	月3,716円
		要介護3・4・5	月4,810円
居宅介護支援費 II (一定の情報通信機器の活用又は事務員の配置を行っている場合に適用)	i (取扱件数50件未満)	要介護1・2	月12,380円
		要介護3・4・5	月16,085円
	ii (取扱件数50件以上 60件未満)	要介護1・2	月6,007円
		要介護3・4・5	月7,786円
	iii (取扱件数60件以上)	要介護1・2	月3,602円
		要介護3・4・5	月4,674円
居宅予防支援費	取扱数制限なし (地域包括支援センターの委託業務の場合)	要支援1・2	月5,038円
	(指定居宅介護支援事業所として行う場合)		月5,380円

○ 各種加算 (ご使用者様の負担はありません)

加算の種類	加算の料金	要 件
初回加算	3,420円	①新規に居宅サービス計画を作成する場合 ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報 連携加算 I	2,850円	利用者が病院又は診療所に入院するにあたって、病院または診療所に対し、必要な情報を提供した場合(利用者一人につき月1回を限度。入院した日のうちに情報提供。方法は問わない)
入院時情報 連携加算 II	2,280円	利用者が病院又は診療所に入院するにあたって、病院または診療所に対し、必要な情報を提供した場合(利用者一人につき月1回を限度。入院した日の翌日又は翌々日に情報提供。方法は問わない)

加算の種類	加算の料金	要 件
退院・退所 加算	Ⅰ～Ⅲの併算定不可・初回加算との併算定不可。入院、入所期間に1回を限度	
(Ⅰ)イ	5,130円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を、カンファレンス以外の方法により1回受けていること
(Ⅰ)ロ	6,840円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること
(Ⅱ)イ	6,840円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること
(Ⅱ)ロ	8,550円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスであること
Ⅲ	10,260円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回は入院中の担当医等との会議(カンファレンス)に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を聞いた上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
通院時情報 連携加算	570円	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合(利用者一人につき1月に1回を限度に算定する)
緊急時等居宅 カンファレンス 加算	2,280円	病院又は診療所の求めにより、医師又は看護師などとともに、利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合(利用者一人につき1月に2回を限度に算定する)
ターミナルケア マネジメント 加算	4,560円	末期の悪性腫瘍の利用者またはその家族の同意を得た上で、主治医等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により、利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等や居宅サービス事業者へ提供した場合
処遇改善加算	所定単位数の 2.1%	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
業務継続計画未実施 減算		所定単位数の1.0%を減算
高齢者虐待防止措置 未実施減算		所定単位数の1.0%を減算
特定事業所 加算	主任介護支援専門員、介護支援専門員(常勤・非常勤)を所定人数配置。他に要件が最大で13あり。	
Ⅰ	5,916円	主任2名以上・常勤3名以上配置
Ⅱ	4,799円	主任1名以上・常勤3名以上配置
Ⅲ	3,682円	主任1名以上・常勤2名以上配置
A	1,299円	主任1名以上・常勤及び非常勤各1名以上配置
医療介護連携 加算	1,425円	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定。

※ 算定条件を満たした場合には、基本単価に加算されます。

ただし、要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため自己負担はありません。